

「話し合いの会」の進め方に対する提案

提出者

古川英夫

前回の会合で「外環の2」についての理解について 東京都と 私たち住民(全員とは言いませんが)との間に大きな“隔たり”がある事がはっきりしました。
即ち

- 東京都・小口課長の説明では『外環本線は 地下に移った。外環の2の計画はそのまま地上に残っている』
- 地元住民の考えは『外環本線と共に 外環の2 も一緒に 地下に移った、従って地上には 外環の2は存在しない』というものです。

同じ東京都でも 石原都知事は「現地を視察した。地上には道路計画は無理だと理解した。地下方式のトンネルしかない。これからは地下にするので 安心して欲しい」と発表しています。一方、この会(先日の第1回会合)の中で 小口課長は『都は今迄に 外環の2が 地下に移ったなどという話は 一度もした事が無い』と何度も発言しています。

私達は 今迄の 石原都知事発言、扇元国交大臣発言や 公式文書から「外環の2は本線と共に地下に移った」という認識に立っており 地上には 外環の2は 存在しないと理解しています。

従ってこの会で 東京都から「地元住民は 4つの視点からどの様な 地上部街路を望むか?」と いわれても 私達は まだ頭の中では「地上部には 道路は無くなった」という考えになっているので とても乗れない話なのです。

ですから この会では 先ず 外環の2の経緯を十分におさらいをし 疑問点を洗い出し お互いに認識する「外環の2」とは こういうものだ…という形が 同じになる事、共通の認識に立つことが必要だと思います。

少なくとも 東京都の中でも トップの知事と 現場の第一戦を担当する課長が別々の事を 発表しているのでは 住民は 混乱するばかりです。

前回、杉並区の上原部長からも 杉並区としては『必要性の議論から始めて欲しい』という要求が有りました。その為にも『外環の2が どの様な計画の道路なのか』という共通の認識に立つことが必要です。

構成員の皆さんのお外環の2に対する認識や理解もバラバラですので いきなり『現状・課題データ集を使っての議論に入らずに、先ずは「外環の2」とは どういう道路かの 共通理解に努めることから 始めて戴きたいと考え 提案致します。

以上

都が第1回「話し合いの会」で説明に使用した資料(以下同じ)

第2回 杉並区「地上部街路・話し合いの会」
提出資料(2011. 10. 25)

資料番号
□

「地上部街路に関する経緯」の中での疑問点、質問点

提出者: 古川英夫

東京都の説明文(右記)に記号を付け、
問題点を指摘します。(下記数字は質問番号です)
各々について回答してください。

1-①『ネットワークの一部として決定した』と
いう記載は議事録のどこにあるか?

1-② 右説明文の囲み部分は S41年時の文
章か? 議事録には無いが...
事実と異なる事の記載は止めて欲しい。
上記の部分は削除すべきである。

■ 地上部街路に関する経緯

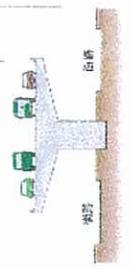
昭和41年7月 外環本線、地上部街路、附屬街路を都市計画決定

【地上部街路(外環の2)】

・地上部街路(外環の2)は、昭和41年に高架道路の外環として、外環ルート上に計画段階で示されました。
当時、「都市機能の都心基盤構築を目的」として、外側の都心基盤構築を「外側の都市計画地
域の西側に沿って環状6号線(山手通り)外側の都市計画地
域の西側を主とし、外環の2を含め、新規街路の整
備(85年度)、湯川(92年度)がなされました。



・外環の2は、島根支線を除く外環とし
ての機能を兼ねるとともに、自動車交通の効率、防災性
能を發揮すると共に、環境の面で、ライフラインの役割など多様な機能
を口頭でしています。



【附属街路】

・南風街道は、高架の高架直角により入り口がなくなります
の出入りを防衛するため、本線の西側に引側されましたが、
高架直角(外環) 32m



2

2 埼玉外環が 大泉まで延伸する時に 大泉から 県境までの区間、外環の2 及 び付属街路を廃止している。

2-① 構造が 高架方式から掘割方式
に変更になつたため 廃止というが ネッ
トワークをいうなら 廃止してはまずいの
ではないか？

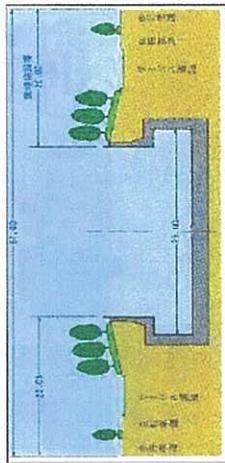
今回の杉並も同じ構造変更であり、杉並
でも 外環の2は廃止すべきでないのか？

2-② 現地を実際に見てみると
もしみじ山・憩いの森のところで行き止まり
である。これでもネットワークが生きてい
るのか？

昭和61年1月 地上部街路の一部区間を廃止（練馬区内）
・外環本線（練馬1号～埼玉県境）において、構造形式を暫定方式から掘割式に変更し、
車線数を6車線とするとともに、両側に標準舗装を設置するため、幅員を23mか
ら26.5mへ拡張する。また、歩道幅を2.0m以上とする。
一方、地上部街路（日高通り～鶴見230号橋）、隣接街路（新井230号橋～埼玉県
境）については、都市計画を所定しました。
・標準舗装の半ばには、樹木や灌木が植えられ、歩道主導、歩行者優先を実現す
る計画することとしました。



変更前



変更後

図 外環本線と地上部街路の都市計画変更後の側面イメージ

3. 凍結状態が35年続いたが、平成13年に外環が再浮上した。その時に国と都は『たたき台』のハンフを用いて説明会を各地で開催した。

3-①凍結された理由は?

3-②構造について外環本線と外環の2を集約して地下へ移行と説明しているが事実か?

3-③地上部街路の利用でなく**地上部**の利用についてとなつてある。即ち外環の2は地下に移行したから地上には無い。**地上にはもう「街路」は無く「もぬけの殻」という事である。**

3-④右下に**地上部**の利用について**現状の市街地を維持することが出来る**とあるが信じて良いか?

平成13年4月 東京外かく環状道路（関越道～東名高速）の計画のたたき台公表

・外環本線の位置について、局営行などした自動車も用意路と幹線道路の間に接続を兼ねて、全幹線地下橋の日本橋中央橋に対するイメージを提示しました。

・また、外環本線を地下構造として複数の道路の利用について、機動するためのメニューとして、①公道や歩行者空間を維持する場合、②バス路線など公共交通を利用する場合、③幹線道路を維持する場合及び活性化、地域コミュニティを維持する場合の4つを示しました。

構造について
①日本の自転車用道路と幹線道路の接続を示して、全て地下に埋設することになりました。



地上部の利用について（機動するためのメニュー）



4

4. 平成14年11月 有識者委員会の最終提言がすっぽりと抹消されている。

その理由は何か?
第1回「話し合いの会」の説明では この委員会は『外環の2』とは無関係との事で 省略したとの事であった。

5. 平成15年1月に この「最終提言」を受け
て 国交大臣、都知事が連名で外環の進
方に対する基本方針が出された。(次頁左側参照)
これもすっぽりと抹消されているのである。

理由は何か?

こちらも 都の説明では 外環の2に無関係
だから省略したとの事であった。

この委員会は 東京都と国が共に事務局に
なつて開催しているのである。この会が 外環
の2に無関係と判断すること自体、問題であ
る。右の図面は「最終提言」記者発表時に
配布された資料の1枚である。地上部には何
も残っていないのである。外環の2 の存在な
ど皆無である。

下記の頁のみ 私が 追加作成した資料です。

平成14年11月 東京環状道路有識者委員会の「最終提言」

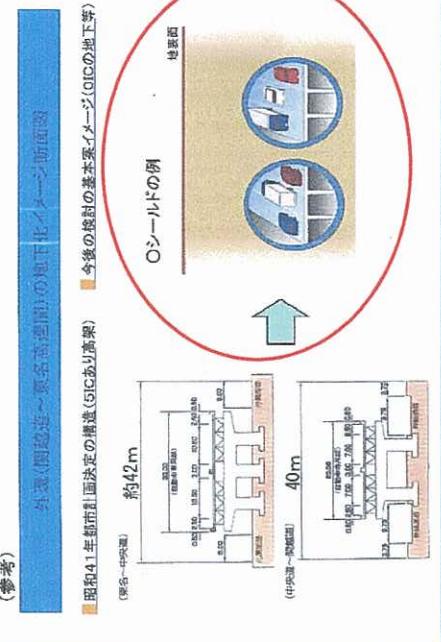
本委員会は、平成13年12月から平成14年11月までの間、計13回開催された。本委員会では、これまで計画沿線の視察や、反対も含めた計画沿線の地元自体、道路利用者、PI外環沿線協議会をはじめとしたPIの実施状況の把握、行政が提出した情報の評価などに努めてきた。本委員会設置後1年を経過し、第一次提言(平成14年4月参考資料1)に引き続き、議論の節目としてこれまでのPIの評価と今後の外環計画の進め方に関する提言(最終提言)を行い本委員会を終了するものとする。

最終提言のポイント 4つの内の一つが下記である

(基本の方針の決定)

3. 今後は、移転戸数を少なくし、地元住民への影響を軽減化するため、インターチェンジ無し地下案を検討の基本とし、地元区市と調整の上、速やかに基本の方針を決定すべき。

(参考)



平成15年1月 東京外かく環状道路に関する方針公表
上記 委員会の最終提言を受けた 国交大臣、都知事が連名で
外環についての基本方針を発表した。(次頁・左側参照)

5. H15-1 国交大臣・都知事発表方針 (この書類は『外環の2の経緯・資料』から抹消されている)

6. H15-3 国交大臣・都知事発表方針

東京外かく環状道路(関越道～東名高速間)に関する
方針について

国土交通省
東京都

国土交通省と東京都は、去る平成14年11月29日に東京環状道路有識者委員会(委員長：御厨貴)から最終提言を頂いたので、この提言を尊重し、下記により早急に外環の方向性を定めていくこととした。

○基本的にには、沿線への影響を小さくするため、地下構造で、早く・安く完成できるよう十分考慮する。

○検討にあたっては、
・トンネル構造については、3車線で「たたき合」(外径約18m)より小さくする。
・さらに、ジャンクション及びインターチェンジとの関係を考慮しながら、大深度法の活用を検討する。
・また、インターチェンジについてはインターチェンジ無しを検討の基本とするが、その設置については地元の意向を踏まえる。



この間に練馬区は都に対し
地上部街路を強く要求！

東京外かく環状道路(関越道～東名高速間)に関する
方針について

国土交通省
東京都

国土交通省と東京都は、1月10日に公表した外環の方向性について沿線自治体との意見交換等を踏まえ、下記のとおり、方針を定めた。今後、この方針を軸に地元の意向等を把握し、早期に外環に関する結論を出していくこととする。

記

- 外環整備は喫緊の課題で1日も早い整備が望まれるため、早く、安く完成できるよう十分考慮し、沿線への影響を小さくする。
このため、
 - ・外環本線は、シールドトンネルと3つのジャンクションを基本構造とする。
 - ・トンネル構造は、3車線を収容する長距離シールドトンネル2本とし、外径は約16mに縮小する。
 - ・地上部への影響を小さくするため、極力、大深度地下を活用する。

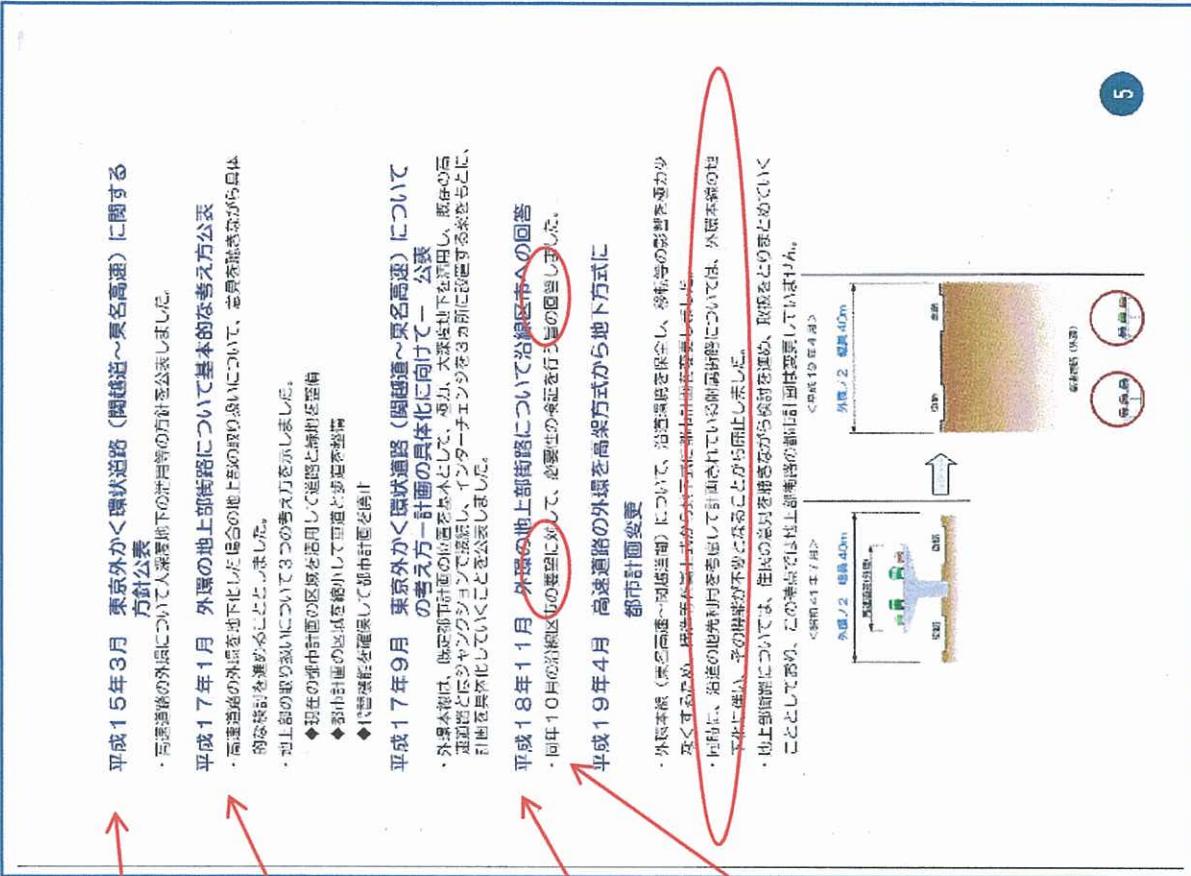
- インターチェンジについては、今後、地元の意向等を踏まえたが、設置の有無について検討する。その際、設置要望のある青梅街道インターチェンジについては、さらに地元の意向を把握していく。その他のインターチェンジについても、ジャンクション構造の一体的活用について検討する。
- 地元において地上部整備の方向が定まった場合、大深度区間であっても、地元の意向を踏まえながら、その整備を支援していくものとする。なお、青梅街道から日高通りへは、地元の意向を踏まえながら、地上部街路の設置を検討する。
- この方針について、沿線の住民や自治体等の関係者から幅広い意見や意向を把握するため、模型等を活用したわかりやすい資料や情報の提供を行う。

6. H15年3月に 国交大臣、都知事の
外環の進め方にに対する**基本方針修正版**
発表（詳細・前頁・右側参照）
文面、どこを見ても 外環の2が地上に
残つているという文言は見当たらない。

7. H17年1月 都は地上部街路に対する
基本的考え方を公表
この時、初めて「**高速道路のみが地下に**
地上部街路は地上に残っている」と説明を
始めた。上記6. の大臣発表と矛盾する内
容である。

8. H18年10月 沿線7区市長意見を聞く
会で **外環の2に対する要望の中味は？**
都の回答書 見当たらない。提出願いたい。

9. 右の資料には 未掲載だが H18年4
月に **都知事記者会見**有り。（内容次頁）
この発言内容からは **外環の2が地上に
残つているという内容は汲みとれない。**



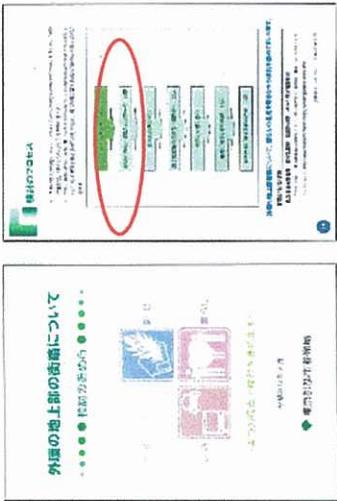
H18年4月 石原知事・記者会見発言（一部抜粋）
 「私も現地行きましたけどね、あそこで住んでいる人達は、計画の下でね、家を建て直そうと思っても建て直せない。それでとにかく古い家にしがみついて我慢して、どうなる事か分らぬから、非常に不安な、不便な生活を送つて来ましたが、家をリニューアルされるのも結構でしよう。そういうご迷惑を掛けない様に、とにかくあの下をくぐる、そういう工法でやりますので、その点はご安心戴きたいと思っております」

10. H19年4月 都市計画変更（前頁参照）
 付属道路は 外環本線地下化に伴い その機能が不要になり廃止というが おかしいではないか？

11. H20年3月に「地上部街路・検討の進め方」のパンフ発行、必要データ公表というが。都の進め方は 4つの視点からのみに限定されており 必要性を議論するには コストやB/C が不可欠ではないか？
 必要性を検討するたために下記データは必須である。4項までは3つのケース毎に必要。
 (1) コスト(事業費、用地買収費、維持費)
 (2) 上記の為に 立退き戸数
 (3) 交通量、走行短縮時間、
 (4) 費用便益比 B/C の値
 (5) S41年決定時 期待された効果目標値

平成20年3月 「外環の地上部の街路について（検討の進め方）」

公表
 ・外環の地上部街路について、検討のプロセスや検討の視点を明らかにするため、
 「検討の進め方」（パンフレット）を公表しました。
 ・機構、防災、交通、暮らしの4つの視点で、この道路の必要性やあり方などについて、広く意見を聽きながら検討を進め、都市計画に関する取りまとめを行います。



平成21年4月 「対処の方針」公表
 ・地上部街路の検討に伴して、以下の事項を表明しました。
 ○地上部街路に関する話し合いの場を新たに設け、話し合いを行うこと。
 ○地盤調査検討会でのご意見は、今後の地上部街路の検討に参考していくこと。
 ○話し合いについての準備を進め、早期に地元の意見に反映していくこと。

平成23年7月 第1回「杉並区における地上部街路に関する話し合いの会」開催

6